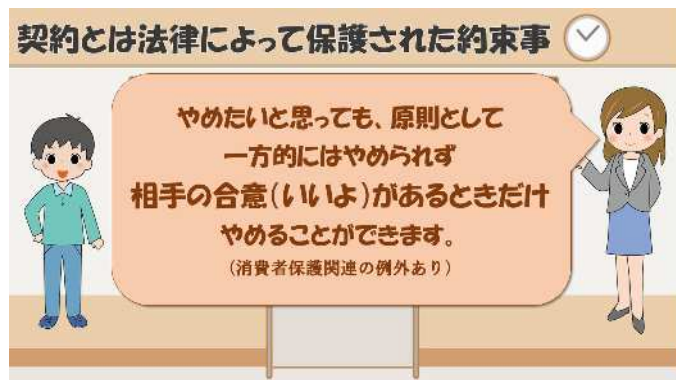
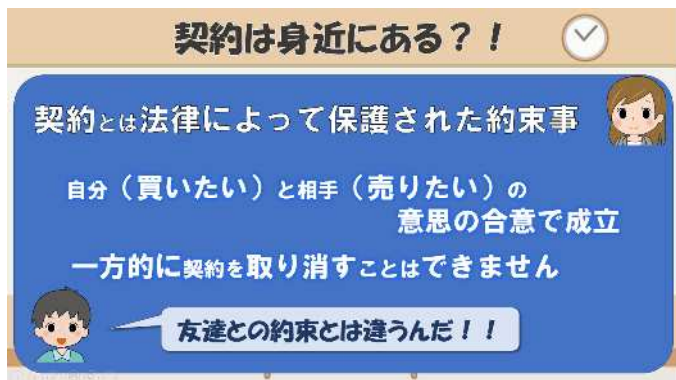
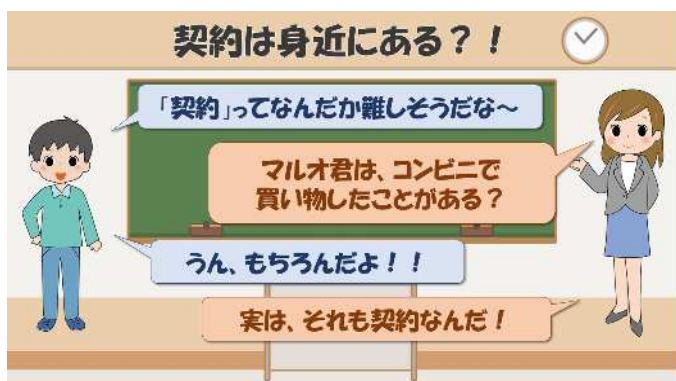
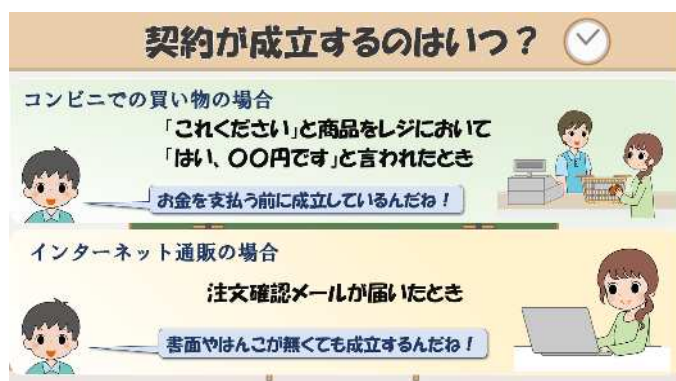


# マルオ君の消費者ものがたり 画コンテ



契約とは法律によって保護された約束事

こんなことあるよね？

レシートを持っていったら、  
洋服のサイズを交換してくれた。  
レジに商品を置いたけどお金が足りず、  
買うのをやめた。

相手の合意 (いいよ)

消費生活総合センターに  
相談しよう！

消費生活総合センターに相談しよう！

こんなトラブルが起きています

- 美容に関するアンケートを受けていたら、  
高額な商品を勧められ契約してしまった。
  - 気がついたら、オンラインゲームの課金額が  
12万円になっていた。
  - インターネット通販で買い物をしたところ、  
広告のイメージと違う商品が届いた。
- もしも契約について困ったことや、  
トラブルにあったらどうすればいいの??

じっくり考えてから  
決めよう！

じっくり考えてから決めよう！

一方的にやめられないから、  
契約する前に  
よく考えることが大切だね。

そう。自分で契約しに行くときや、  
契約を勧められたときも、  
「本当に契約していいか」  
よく考えましょう。

消費生活総合センターに相談しよう！

相模原市 消費生活総合センター

解決に向けたアドバイス  
などを行っています

電話番号 188  
消費生活総合センター 042-776-2511

じっくり考えてから決めよう！

契約するか迷ったときは

その場で契約しない

断るときは

はっきり「いりません」と言う

みんなの年齢でも、契約に関する  
トラブルがたくさん起こっています。